

意見書

平成 13 年 6 月 25 日

情報通信審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

(ふりがな) とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門3 - 8 - 2 1

(ふりがな) いー・あくせす かぶしきがいしゃ

氏 名 イー・アクセス株式会社

(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょう せんもと さちお
代表取締役社長 千本 倅生

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成13年6月12日付け情審通第118条で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

東日本電信電話会社及び西日本電信電話株式会社の指定電気
通信設備に関する接続約款の変更案に対する弊社の意見
- 光ファイバ設備との接続における手続等 -

1 . はじめに

弊社は平成13年4月2日にダークファイバの手続に関して意見申立てを行いました
が、今回の接続約款案にそのほとんどの内容が盛り込まれることになり、今後光ファイ
バ設備の手続がより円滑かつ迅速に進むことになることを歓迎いたします。

以下、弊社の意見を述べさせていただきます。

2. 接続約款案に対する弊社意見

(1) 事前照会

(事前照会)

第10条の2 接続申込者は、当社が指定する事務取扱所に別表3(様式)様式第1の事前照会申込書を提出することにより、当社の通信用建物、その通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの管路若しくはとう道又は光回線設備に関する情報の提供を請求することができます。

2 前項の請求により当社が提供する情報は、次の各号のうち、接続申込者が事前紹介申込書に指定する事項とします。

(1)(略)

(2)(略)

(3)第1号の通信用建物において接続に必要な装置等を設置するために利用することができる MDF の位置(図面で提供します)、MDF の全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤(加入光配線盤及び見利用端子盤をいいます。以下同じとします。)の位置(図面で提供します)、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数

(4) **接続申込者が指定する区間に係る光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数**

(5)接続申込者が指定する区間に係る光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置

(6) 接続申込者が指定した光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否

(7) その他次条第1項の相互接続点調査申込書又は第10条の9第1項の線路設備調査申込書に記載する必要がある事項に係る情報

3 第1項の請求がなされたときは、当社は特別の事情がない限り、2週間以内に別表第3(様式)様式第2の書面によりその請求に係る情報を提供します。この場合において、当社は、提供した情報に係る空き場所、その空き場所において接続申込者が利用可能な電力設備、空気調整設備、二重床、その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備並びに MDF における未利用端子、**光主配線盤の未利用端子及び光回線設備の未利用芯線の保留は行いません。**

事前照会と光回線設備の線路設備調査の違いについて

- ・ 事前照会と線路設備調査について調査の内容や調査費用で差があれば違いを明確にさせていただけるよう要望します。
- ・ 例えば、事前照会と線路設備調査を同時に申し込んだ場合、重複する調査に関する費用は事前照会または線路設備調査のどちらか一方だけにかかるとし、空き芯線数など早急に回答いただきたい調査項目に関しては、事前照会の回答として2週間以内に回答いただけるといったような使い方が可能であると認識しております。

第2項第4号の対象について

- ・ 第2項第4号の対象は光信号端末回線及び光信号中継回線と認識しております。

(2) 光回線設備の線路調査

(光回線設備の線路設備調査)

第 10 条の 9 接続申込者は、当社の光回線設備と接続しようとするときは、当社に対し、別表 3 (様式) 様式第 7 - 2 の線路設備調査申込書により、光回線設備についての調査の申込み (接続を予定する光信号端末回線 (既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合には、当該屋内配線を含みます。) 又は光信号中継回線の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期の指定を含みます。) を行うことを要します。当社は、線路設備調査申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、線路設備調査の申込みの受付とします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第 11 条 (事前調査の申込み) に規定する事前調査の申込みを行っている必要はありません。

- ・ N T T 東西が所有の屋内配線については、現在利用していない屋内配線があったとしても「将来需要があり N T T 東西で利用する予定」などの理由で利用できない場合も考えられるため、屋内配線は既に設置されたものだけを対象とするのではなく、今後敷設可能であれば提供可能時期についても回答いただけるよう強く要望いたします。

(光回線設備の線路設備調査)

第10条の9

2 当社は前項に規定する申込みがあったときは、次の各号に該当しないと判断した場合は、特別の事情がない限り、申込みの受付後1ヶ月以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光回線設備の提供可能時期(接続する光回線設備を特定できる場合にあっては、次条第1項の申込みから当社が当該光回線設備を利用可能とするために要する期間をいい、接続する光回線設備を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る回線設備の敷設計画があるときは、接続が可能となることを見込まれる時期(当社が光回線設備を利用可能とするために要する期間を含みません。)をいいます。以下同じとします。)を別表3(様式)様式第7-3の書面により回答します。ただし、既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、当該屋内配線の調査に時間を要するときは、当該屋内配線の利用に係る部分について、申込みの受付後1ヶ月を超えて回答する場合があります。

(1) 接続申込者が指定した利用区間に係る光回線設備の非現用芯線がなく、かつ、当該利用区間について光回線設備の敷設が技術的又は経済的に著しく困難であるためにその敷設計画がないこと

(2) 接続申込者が指定した利用区間に係る光回線設備の非現用芯線について、申込みにかかる利用と両立しない利用予定が既にあり、かつ、当該利用区間について光回線設備の敷設計画がないこと。

(3) その他当社の電気通信役務の円滑な提供に支障を及ぼすおそれがあること。

(4) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあること。

(5) 接続申込者が光回線設備との接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること。

光回線設備の敷設計画について

- ・ NTT東西は提供できない場合に「経済的に著しく困難であるためにその敷設計画がないこと」をあげていますが、NTT東西の恣意的運用とならないように閾値を設けるなど理由を明白にさせていただけるよう要望いたします。

NTT東西の利用計画について

- ・ 「申込みにかかる利用と両立しない利用予定が既にあり」というNTT東西内の需要については接続事業者には開示していただけません。NTT東西も接続事業者と同様に非現用芯線の利用芯線数、及び利用時期を明確にすべきであり、NTT東西が社内と社外で公平な取り扱いを行っていただけるよう要望いたします。

線路設備調査回答の追加事項について

- ・ 光主配線盤及びPD盤の位置を図面で線路設備調査回答として提供いただけるよう強く要望いたします。

(3) 手続費の支払義務

(手続費の支払義務)

第 68 条 (略)

(1) ~ (7) (略)

(8) その協定事業者が、第 10 条の 2 (事前照会) の規定により、相互接続点を設定しようとする当社の通信用建物、その通信用建物から工事課能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道又は光回線設備に関する情報の提供を受けたとき。

(9) ~ (13) (略)

(16) その協定事業者が、第 10 条の 9 (光回線設備の線路設備調査) の規定する光回線設備に関する情報の提供を受けたとき。

- ・ N T T 東西が調査にかかる費用の内訳を提示しないため、費用契約の協議が進まないことが多いのが現状です。N T T 東西が接続事業者に対して調査にかかる手続費を請求する際は、線路調査や相互接続点調査で対象となる各調査項目に分けて、かつ、机上調査、現地調査など調査の形態ごとにわけて調査日時、調査時間等提出いただけるよう強く要望いたします。

(4) 接続料金の原価算定根拠

(接続の手續及び算定根拠に関する情報の提供)

第 94 条の 8 当社は接続協議等に関する情報については、その情報を冊子により接続事業者へ公表するとともに、当該情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるよう準備を整えます。また、接続約款に規定された、接続料、工事費並びに当社の通信用建物、管路、とう道等に設置する場合における費用等の原価算定根拠に関する情報についても、当該情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるよう準備を整えます。

- ・ N T T 東西が算定した接続料金の根拠について接続約款申請中、申請後に関らず接続事業者から問合せが可能なようにしていただけるよう強く要望いたします。

(5) D S L に関する情報提供について

(事前照会)

第 10 条の 2 (略)

2 (略)

(1) ~ (5) (略)

(6) **接続申込者が指定した光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否**

(7) (略)

3 第 1 項の請求がなされたときは、当社は特別の事情がない限り、2 週間以内に別表第 3 (様式) 様式第 2 の書面によりその請求に係る情報を提供します。この場合において、当社は、提供した情報に係る空き場所、その空き場所において接続申込者が

(D S L 回線等に係る情報の提供)

第 94 条の 3 当社は、D S L サービスを提供する協定事業者から次の各号に規定する当社が管理する D S L 回線の情報の提供を求められた場合は、特別の事情がない限り、2 週間以内にその情報を提供します。

(1) D S L サービスの契約者が利用する D S L 回線ごとの線路条件 (M D F を設置する当社の通信用建物から D S L 回線の終端までの線路距離長、伝送損失、直流抵抗値、手ひねり接続箇所の数 (以上の情報は計算による値となります。) 当該 D S L 回線を収容するケーブルの絶縁種類、線径及びブリッジタップの状況をいいます。)

(2) D S L サービスの契約者の利用開始時、D S L 回線故障時、回線調整後における協定事業者が接続する D S L 回線ごとの収容状況 (当該回線の同一、隣接又はひとつ飛びカッド若しくはサブユニット (プラスチック絶縁ケーブルにおいて、5 つのカッドで構成する単位をいいます。) に収容されている状況をいいます。)

(3) D S L サービスの契約者の利用開始時の D S L 回線の雑音特性及び回線調整時の伝送損失 (ただし、本号の情報提供の方法について、当社は協定事業者と協議します。)

(D S L 回線等との接続に係るその他の情報の提供)

第 94 条の 4 (略)

(1) 電話サービス、総合デジタル通信サービス及び D S L サービスを提供する端末回線数 (電話サービス及び総合デジタル通信サービスにあっては、一部区間が光ファイバ化された回線及び全て電氣的信号を送受する伝送路設備で提供されている回線の内訳 (事務用及び住宅用の内訳を含みます。) を含みます。) その合計から電話重畳している D S L サービスを提供する端末回線数を減じた数を M D F における全単指数とします。) 並びに M D F における空き端子数 (端子数は範囲で提供します。)

(2) (略)

(3) 端末回線 (アナログ信号用の電話回線と同等なものに限ります。) の撤去が完了している当社の通信用建物の名称及び位置情報 (住所、収容区域の具体的な行政区域名をいいます。以下同じとします。) 並びに端末回線の撤去計画

(4) (略)

(5) 当社の通信用建物ごとの収容されている電話番号帯、電話番号を変更することなく総合デジタル通信サービスから電話サービスに移行することの可否及び電話番号の光ファイバ化の状況

調査期間について

- ・ 第 10 条の 2 第 2 項第 4 号にかかる調査、及び第 94 条の 3 第 1 号、第 2 号にかかる調査は、DSL サービスの個別回線に関する調査であり、現在 3 営業日で回答いただいております。接続約款化により現状より悪化するべきではないと考えますので、接続約款でも最低現状どおりの「標準期間 3 営業日」としていただけるよう要望いたします。
- ・ 116 では即日、線路距離長の情報を教えているともお客さまから聞いておりますので、それが事実であるとすれば、公正有効競争確保の観点から、調査期間については NTT 東西の「フレッツ ADSL」と同等の扱いをして、即日回答とすべきと考えます。

調査費用について

- ・ 調査費用については調査の内容を明確にさせていただいたうえで、調査費用（1,385 円及び 871 円）が適切かどうか判断したいと考えます。

O S S の開放について

- ・ これらの情報は O S S が接続事業者に開放されれば接続事業者で調べることが可能になりますので、O S S の早期開放を強く要望いたします。

(6) その他

相互接続点調査と線路設備調査について

- ・ 線路設備調査は回答後「線路設備接続申込」を行うことから、相互接続点調査と同等の扱いとみなし、光回線設備を利用する際に相互接続点調査は必要ではないと認識しております。

N T T東西の通信用建物内のケーブル工事について

- ・ N T T東西の通信用建物内のケーブル利用に関する申込様式がありませんが、様式第7 - 4別紙3に含まれると理解しております。

以上